

令和4年12月19日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項 (4件)

議第63号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第64号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第65号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第66号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

1. 日本経済の発展と資源の確保
 2. 資源の確保と環境保護
 3. 資源の確保と国際協力
 4. 資源の確保と国内産業の振興
 5. 資源の確保と社会福祉の向上

議第63号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年12月19日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第 6 4 号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の退職を発令するに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第 6 5 号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、令和4年度一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

令和4年度一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出ることについて

令和4年度一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和4年12月13日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

令和4年度草津市一般会計補正予算(案)

一般会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説 明
歴史文化財課	社会教育費	文化財保護費	文化財保護推進費 文化財普及啓発費	12,317	6,090	(一)6,090	「草津のサンヤレ踊り」ユネスコ無形文化遺産登録記念事業に要する経費。

議第 6 6 号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市通学区区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、草津市通学区区域審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	我孫子 博	青少年育成市民会議会長
草津市校長会および草津市園長会の代表	作田 まさ代	草津市校長会代表
草津市校長会および草津市園長会の代表	西村 洋	草津市校長会代表
その他教育委員会が必要と認めるもの	讃井 千恵	志津学区内町内会員
その他教育委員会が必要と認めるもの	長谷川 佳子	志津南学区まちづくり協議会 事務局次長
その他教育委員会が必要と認めるもの	奥村 弘美	草津・栗東交通安全協会 草津支部 支部長(草津学区)
その他教育委員会が必要と認めるもの	先川 且民	大路区まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	平岡 典子	地域安全コミュニティ部 会長 (渋川学区)
その他教育委員会が必要と認めるもの	大和 一恵	矢倉学区未来のまち協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	熊川 勉	老上学区まちづくり協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	中野 宗城	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	清水 和廣	南笠東学区まちづくり協議会会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山岡 栄治	山田学区まちづくり協議会監事
その他教育委員会が必要と認めるもの	松村 幸子	笠縫学区まちづくり協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	山崎 昌則	笠縫東学区まちづくり協議会副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	曾根 沙織	人と地域が輝く常盤協議会 構成員 常盤小学校 PTA 副会長
その他教育委員会が必要と認めるもの	湯浅 賢一	公募委員

任期 令和4年12月27日から令和6年12月26日まで

○草津市通学区域審議会設置条例

昭和47年7月19日

条例第24号

改正 昭和54年7月16日条例第18号

平成28年12月20日条例第48号

令和4年10月14日条例第24号

(設置)

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期するため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係する学校のPTA等の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員等)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。

2 審議会は、教育委員会その他の執行機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年7月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年12月20日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い、この条例による改正後の草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により新たに委嘱し、または任命する審議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年12月26日までとする。

付 則 (令和4年10月14日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。